

ID: 72

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町地域福祉センター条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第96号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第8条 地域福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可にかかわる事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 地域福祉センターの管理又は運営上支障があるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき、又は利用を不相当と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日